

R7住宅用太陽光発電設備等設置費補助金 Q&A

R7.5.9

No.	分類	Q	A
A-1	基本	申請を検討するに当たり、主要要件があれば教えてください。	・主要要件としては次のとおりです。他の要件など詳しくは「補助金交付要綱」及び「申請の手引き」で必ずご確認ください。 □固定価格買取制度（F I T）の認定を受ける場合は対象外となります。 □導入した太陽光発電設備により発電した電力量の30%以上を自家消費する必要があります。 □個人（申請者）が自ら所有し、及び居住する市内の戸建ての居住専用住宅の屋根に太陽光発電設備を設置する必要があります。 □蓄電池の価格（工事費込み、消費税抜き）が1 kWh当たり125,000円以下となるよう努めていただきます。ただし、その適否を販売事業者を確認等しても困難と認められる場合は、1 kWh当たり155,000円を上限とすることができます。
A-2	基本	余剰電力の売電はできますか。	・固定価格買取制度（F I T）を活用した売電はできませんが、電力会社等との契約による売電は可能です。
A-3	基本	要件である自家消費率30%以上を達成できなかった場合はどうなりますか。	・蓄電池を追加で設置するなどして自家消費率を高めていただくことになります。設備稼働後、年間実績を報告していただきますが、自家消費率30%未満が継続する場合は、補助金を返還していただく可能性があります。 ※計画時のシミュレーションを緻密に行い、過度な規模の設備とならないようにしてください。また、蓄電池の同時設置を検討するなど、自家消費率30%をゆとりを持って達成できる計画としてください。
A-4	基本	補助対象設備による温室効果ガス削減効果について、J-クレジット制度を活用してもよろしいですか。	・法定耐用年数（太陽光発電設備：17年）を経過するまでの間、J-クレジット制度への登録はできません。
A-5	基本	設置工事の完了が来年の3月になりそうです。申請できますか。	・申請できません。工事・手続・支払など全て完了させ、来年2月末日までに実績報告書を提出していただく必要があります。
A-6	基本	先月、補助対象設備を設置しました。これから申請しても対象となりますか。	・対象となりません。先ず補助金の申請をしていただき、交付決定を受けてから契約（着手）していただく必要があります。
A-7	基本	市の補助金と同時に、国等の補助金があれば活用したいと考えていますが問題はありますか。	・補助対象設備について、原則として他の補助金との併用はできません。ただし、太陽光発電設備を市の補助金、蓄電池を国の補助金と分けて申請できる場合がありますので相談してください。
A-8	基本	既に太陽光発電設備を設置しているので、蓄電池を新たに設置しようと考えています。蓄電池単独での設置は対象となりますか。	・対象となりません。蓄電池については、本事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備として同時に導入する必要があります。 ※既に太陽光発電設備を設置済みで、新たに蓄電池を導入する場合は、「呉市家庭用蓄電池設置費補助金」をご検討ください。
A-9	基本	出力0.9kWの太陽光発電設備は対象となりますか。 出力10kWの太陽光発電設備は対象となりますか。	・対象となりません。太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が1 kW以上10kW未満の設備が対象となります。 ※補助金の計算をするときは、kW表示の少数点以下を切捨てます。
A-10	基本	対象となる蓄電池の仕様を教えてください。	・蓄電池の仕様等は、交付要綱（第4条及び別表第1第2項）等に掲げていますので、仕様等を満たしているかどうか施工会社等に必ず確認してください。特に、太陽光発電設備と蓄電池の製造事業者が異なる場合、製造事業者から10年以上の保証書が発行されない場合がありますのでご注意ください（製造事業者から発行されない場合は補助の対象外となります）。
A-11	基本	中古設備は対象となりますか。	・対象となりません。実績報告時に提出していただく保証書（製造事業者が発行したもの）等により、「所有者」や「保証開始日」等を確認します。
A-12	基本	設備設置後、法定耐用年数は経過していませんが、補助対象設備の処分は可能ですか。	・法定耐用年数（太陽光発電設備：17年、蓄電池：6年）の期間内での財産処分については、事前に「財産処分等承認申請書（様式第17号）」により承認を得る必要があります。
B-1	申請前	現在は市外に住んでいますが、来月から呉市に住む予定です。申請できますか。	・申請はできますが、実績報告書の提出時点で「申請者の住民票の住所」と「設備を設置する住宅の住所」が一致することが要件となります。 【参考】住民基本台帳法第3条第3項 住民は、常に、住民としての地位の変更に係る届出を正確に行うように努めなければならない、虚偽の届出その他住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならない。

No.	分類	Q	A
B-2	申請前	他人に住宅を貸していますが、貸している住宅で申請できますか。	・申請できません。設備を設置する住宅に自ら居住していることが要件となります。 ※事業を営んでおり、出力10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、商工振興課が実施する「呉市企業太陽光発電設備導入補助金」の対象となる場合がありますので、そちらをご確認ください。
B-3	申請前	借家に住んでいますが、借りている住宅で申請できますか。	・申請できません。設備を設置する住宅を自ら所有することが要件となります。
B-4	申請前	父が住んでいる実家の住宅（父名義）に、子である私が設備を設置する場合は対象となりますか。	・対象となりません。申請者・住宅の所有者・設置工事等の契約者（領収書の宛名）等が一致する必要があります。
B-5	申請前	住宅が共同名義になっています。その場合はどのように申請したらいいですか。	・登記簿に記載のある共有者全員（申請者を除く）の同意書（様式第6号）を添付してください。
B-6	申請前	住宅の名義が亡くなった祖父のままになっています。どのように申請したらよいですか。	・登記簿の名義と申請者が一致する必要があります。法務局で相続登記を行い、住宅の所有関係を確定させてから申請をご検討ください。
B-7	申請前	登記簿記載の住所・氏名と現在の住所・氏名が異なります。どのように申請したらよろしいですか。	・法務局で変更登記を行い、登記簿の住所・氏名を現在の住所・氏名に変更してから申請してください。
B-8	申請前	賃貸アパートを所有し、その一室に住んでいますが、対象となりますか。	・共同住宅は本補助事業の対象となりません。 ※アパートやマンション等の共同住宅で出力10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、商工振興課が実施する「呉市企業太陽光発電設備導入補助金」の対象となる場合がありますので、そちらをご確認ください。
B-9	申請前	店舗兼住宅に住んでいますが、対象となりますか。	・併用住宅は本補助事業の対象となりません。 ※店舗兼住宅や事務所兼住宅といった併用住宅で出力10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、商工振興課が実施する「呉市企業太陽光発電設備導入補助金」の対象となる場合がありますので、そちらをご確認ください。
B-10	申請前	建物の登記の種類が「店舗・居宅」となっていますが、店は10年前に閉め、店部分はリフォームして今は住宅として使用していますが、対象となりますか。	・法務局で変更登記を行い、建物の登記の種類を「居宅」に変更してから申請してください。
B-11	申請前	これから新築する戸建て住宅に補助対象設備を設置したいと考えていますが、対象となりますか。	・対象となりますが、次の事項に留意してください。 ①補助金交付決定後に補助対象設備に関する設置工事契約等を締結する。 ②実績報告の期日までに、該当住宅の引渡し（登記含む）を受け住民票を異動させる。 ③事業を完了（支払含む）させ、実績報告の期日までに、実績報告書を提出する。
B-12	申請前	補助対象設備が設置されている建売住宅を購入する場合は対象となりますか。	・対象となりますが、次の事項に留意してください。 ①補助金交付決定後に住宅の売買契約を締結する。 ②実績報告の期日までに、該当住宅の引渡し（登記含む）を受け住民票を異動させる。 ③事業を完了（支払含む）させ、実績報告の期日までに、実績報告書を提出する。 ④設備の保証開始日（製造事業者が発行したもの）が交付決定日以降であること。
B-13	申請前	屋根材とソーラーパネルが一体化している屋根一体型の太陽光発電設備は対象となりますか。	・屋根一体型は対象となりません。
B-14	申請前	住宅の屋根以外のところに太陽光発電設備を設置する場合は対象となりますか。	・住宅の屋根以外に設置する場合、敷地内であっても対象となりません。
B-15	申請前	補助金の額を計算してみると、補助金の額が（補助対象外を除いた）見積価格より高くなりました。問題ありますか。	・補助対象経費が、計算した補助金の額より低い場合は、補助対象外となります。
B-16	申請前	既に太陽光発電設備を設置していますが、増設又は置換したいと考えています。この場合も対象となりますか。	・増設や置換は対象外となります。
C-1	申請	代理人による申請手続きは可能ですか。	・可能です。委任状（様式第20号）を申請時に提出してください。 ・申請書等の更正について、申請者本人が仕事等で平日の昼間に対応困難な場合は、事前に委任状を提出してください。
C-2	申請	環境政策課以外の窓口で申請書類を受け付けてくれるところがありますか。	・申請書類の受け付けは、環境政策課（本庁舎7階）のみとなります。環境政策課に申請書類の電子データ（PDF）をメールで送信してください。
C-3	申請	住民票の写しは、世帯全員分が必要ですか。また、必要な記載事項は何ですか。	・住民票の写しは、世帯全員の方が記載されたものを提出してください。 ・続柄以外（本籍、筆頭者、個人番号（マイナンバー）、住民票コード）は省略してください。

No.	分類	Q	A
C-4	申請	見積書の内訳書（様式第2号）は、申請者本人が作成して問題ないですか。	「見積書の内訳書」の作成は、「見積書」の作成者に依頼してください。 - 作成依頼の際は、社名の記載と社印の押印についても依頼してください。
C-5	申請	補助対象設備の発電電力消費量計画書（様式第3号）の自家消費率ですが、「年間電気使用量が年間発電量を上回るため、自家消費率は100%」として問題ないですか。	年間の電気使用量と発電量の比較だけをもって自家消費率を100%としないでください。自家消費率を100%とする場合は、発電する時間帯の全てにおいて使用量が発電量を上回ることや、年間を通して留守がないこと（留守にしたとしても電気の使用量が発電量を上回る）などについて言及してください。蓄電池を設置する場合においては、昼間の蓄電池への蓄電量、夜間の蓄電池からの使用量についても考慮してください。
D-1	申請後	申請した太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、蓄電池の機種を変更したいのですが、どうしたらよろしいですか。	計画を変更する場合は、事前に「計画（変更）承認申請書（様式第9号）」により承認を得る必要があります。
D-2	申請後	交付決定後、設置工事の内容変更により工事価格が増額しました。補助金の額も変更されますか。	- 交付決定通知書記載の交付予定額が上限となりますので、事業費が増額しても補助金は増額されません。 - 事業費が減額した場合は、変更内容により補助金も減額となる場合があります。
D-3	申請後	契約書に【お客様控え】と【会社控え】がありますが、実績報告書に添付する契約書の写しは【会社控え】でもよろしいですか。	契約書に【お客様控え】と【会社控え】がある場合は、特段の事情がないかぎり【お客様控え】の契約書の写しを提出してください。
D-4	申請後	【蓄電池の仕様を確認するための書類（様式第13号）】①仕様番号3-1（初期実効容量）の確認書類としては、どういった書類を提出すればよろしいですか。	製造事業者（メーカー）のホームページやカタログ、仕様書等で、次のような記載があるページの写しを提出してください。 初期実効容量 X.XkWh（JEM 1511による）
D-5	申請後	【蓄電池の仕様を確認するための書類（様式第13号）】②仕様番号3-4（保有期間）の確認書類としては、どういった書類を提出すればよろしいですか。	取扱説明書等の補助対象設備の添付書類で、次のような記載があるページの写しを提出してください。 「補助金を受けて、本製品を購入いただいた場合、所有者（設置購入者）は法定耐用年数（6年間）の期間、取扱説明書等に従い適切な管理・運用をはからなければなりません。」 ・上記のような記載がない場合、販売店等の方は、取扱説明書等の添付書類に追記（シール貼付等）し、若しくは別紙で作成し、設置購入者へ注意喚起を行ってください。 （例） 補助金を受けられた方へ 補助金を受けて、本製品を購入いただいた場合、所有者（設置購入者）は法定耐用年数（6年間）の期間、取扱説明書等に従い適切な管理・運用を図らなければなりません。 販売者: 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 TEL: ****-**-****
D-6	申請後	【蓄電池の仕様を確認するための書類（様式第13号）】③仕様番号4-2（サイクル試験）の確認書類について、製造事業者（メーカー）から発行は困難と言われたのですが、どうすればよろしいですか。	補助対象設備が、国の補助事業（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）における補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されている場合は、次の書類を提出してください。 ①一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）のホームページに掲載されている「蓄電システム登録済製品一覧検索」から対象設備を検索し、印刷したもの ②蓄電システム製品登録の公募要領（表紙と該当ページ）の写し ※令和7年度版の公募要領の該当ページはP9
D-7	申請後	【蓄電池の仕様を確認するための書類（様式第13号）】④仕様番号7（震災対策基準）の確認書類について、製造事業者（メーカー）から発行は困難と言われたのですが、どうすればよろしいですか。	補助対象設備が、国の補助事業（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）における補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）により登録されている場合は、次の書類を提出してください。 ①一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）のホームページに掲載されている「蓄電システム登録済製品一覧検索」から対象設備を検索し、印刷したもの ②蓄電システム製品登録の公募要領（表紙と該当ページ）の写し ※令和7年度版の公募要領の該当ページはP9、P13
D-8	申請後	補助金の振込先の口座名義が、申請者と異なってもよろしいですか。	補助金の振込先は、申請者の口座に限ります。